



# 第4章

*Chapter 4*

*It turns to planned promotion*

～ 計画推進に向けて ～

# 第4章 計画推進に向けて

## 4-1. 各種手法による取り組み

### ○法に基づく規制誘導

本計画の実現に向けては、国の法律や制度、北海道や斜里町の条例等の運用により、適宜規制誘導を進め、斜里町の特色や実情を十分に踏まえた上で柔軟な対応を図るものとします。

#### 【具体方策】

- 市街地の土地利用を適切に誘導しながらも、既存の都市計画用途地域<sup>※</sup>について、まちの実情に即した見直しを適宜行うものとします。
- 都市計画用途地域内<sup>※</sup>における、より詳細な土地利用を推進するために地区計画等<sup>※</sup>の導入の検討を行います。
- 中斜里市街地など、郊外部の既存集落地域においては、乱雑な市街地形成にならないよう抑制すると共に、農村地区などの農地や森林などの自然環境を保全するためにも、都市計画用途地域以外においては、各種法制度との調整のもとに、建築規制に係る建物形態制限<sup>※</sup>の適正な導入を検討します。
- 都市計画区域内の幹線道路や公園・緑地などについては、状況に応じて都市計画法に基づく変更手続きを行い、将来都市構造の具現化を図ります。

※都市計画用途地域

建築物をその用途及び容積率などで規制している地域。

※地区計画

比較的小規模の地区を対象に、当該地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民の合意形成を図りつつ詳細な土地利用規制を行なう制度。

※建物形態制限

ここでは、用途地域の指定されていない地域において、容積率、建ぺい率などを地域に即するように見直しを行なう事。

- 公共・公益施設や商店など公共的な利用が想定される建物や交通施設については、「北海道福祉のまちづくり条例」や「交通バリアフリー法」などの運用により、人に優しい施設づくりを目指します。

※**交通バリアフリー法**  
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するために制定された法律。  
正確には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」という。

## ○町民による自主的なルールづくりや活動に対する支援

住民自らが、「自分たちのまち」として積極的にまちづくりに参画し、住民が主役のまちづくりが行われるよう、支援体制を確立します。

### 【具体方策】

- <sup>※</sup>建築協定や<sup>※</sup>緑化協定などのルールづくりを推進します。
- <sup>※</sup>ボランティアなどによる、まちの美化運動などの民間活動を支援します。
- 緑化運動や<sup>※</sup>リサイクル運動などを支援します。
- 名所、旧跡等の保全や活用に関する調査及び研究などを支援します。

※**建築協定**  
建築基準法に基づき、一定の区域について住宅環境の維持や改善のために建築規則を行える住民協定。  
区域内の住宅の敷地や構造、形態、デザインなどを決め、これに違反する住宅を排除することができる。

※**緑化協定**  
塀を生垣にしたり、植える樹木の種類を定めるなど、緑豊かな潤いあるまちなみをつくるためのルール。

※**ボランティア**  
自発的にある事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。

※**リサイクル**  
廃棄物などの不要なものを再生利用すること。

### 4-2.住民・事業者・行政の協働

#### ○住民が主役となるまちづくり

まちづくりは、そこで生活を営む住民が主役であるという認識を重んじ、住民が積極的に参画し、住民の意見が反映されたまちづくりになるよう行政がサポートを行ないます。

まちづくり計画の初期段階から住民の自主的な<sup>※</sup>ワークショップや意向調査などが行なわれるように誘導を図り、地元住民らが「自分達が創ったまち」と言えるような愛着の持てるまちづくりを推進します。

※ワークショップ

意見や技術の交換・紹介を行う研究会。近年では、身近な公園の整備などに際し、企画立案から完成までの改定に住民が参加し、意見交換や共同作業を行うなど、住民主体のまちづくりを進めていくための手法を意味する。

#### ○企業・事業者のまちづくりへの参画

商店主や企業経営者など、民間事業者に対し、まちづくりへの参画を呼びかけるとともに、企業としての環境や景観保全に対する意識向上に向けた情報提供や啓発活動を推進します。

#### ○行政のまちづくりへの対応

総合的なまちづくりを推進するため、行政内部における連絡網の強化ときめ細かいサービス体制を確立するとともに、国、北海道、近隣市町村及びその他の公的機関との調整や協力により、円滑なまちづくりの推進を図ります。

## 4-3. 実現に向けての体制づくり

### ○住民の意見が反映されるシステムづくり

住民が気軽に積極的にまちづくりへ参加できるように、継続的な「まちづくり協議会」などの設置を検討したり、<sup>※</sup>インターネットなどを利用した住民からの意見収集システムなどを検討し、官民一体となってまちづくりが行えるシステムの構築を図ります。

※インターネット  
コンピュータネットワークを相互に接続した世界規模のコンピュータネットワーク。  
近年は、パソコン等の普及が進み、情報開示の身近な手段として行政等が活用している。

### ○住民ひとり一人への関心度を高める。

住民が自らのまちづくりの重要性を喚起するため「自由参加型シンポジウム」などの開催を検討し、住民との意見交換や地域の活動報告、専門家による講演、行政の情報提供などを推進します。

※シンポジウム  
一つのテーマについて、何人かが意見を述べ、それについて聴衆の質問に答える形式の討論会。

### ○行政としての役割強化

行政内部での情報の共有化と幅広い連絡調整体制を強化するとともに、国や北海道の所管事業、法制度の適用等について関係機関との密接な協力体制を確立します。また、自然環境の保全や施設の共有などについて、各市町村間の情報提供などの連絡体制を強化し、より効率的で効果的なまちづくりを目指すものとします。

## 第4章

～ 計画推進に向けて ～

### 4-4.重点プロジェクトのこれからの展開

「都市計画マスタープラン」は、概ね20年間において計画を遂行していくものでありますが、特に中心市街地の整備に関わる施策については、斜里町の活性化に向けた取り組みとして、概ね、以下のスケジュールのもとに重点的かつ短中期的に展開を図るものとします。

整備内容	短期					中期				
	H16	17	18	19	20	H21	22	23	24	25
3・4・4 斜里網走通整備	■					■	■	■	■	■
斜里中央土地区画整理事業	■					■	■			
交流拠点施設整備				■		■	■			
まちなか居住施設整備		■			■					
駅空間整備	■									
まちなか幹線道路網整備	■					■	■	■	■	■
商業施設の再編・再整備			■			■			■	■